

厚生労働省発開0730第1号

平成30年7月30日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 指導員養成訓練の訓練課程の見直し

一 職業訓練指導員の供給が不足している現状を踏まえ、短期養成課程の訓練対象者に、特定応用課程の高度職業訓練を受けている者を追加するとともに、短期養成課程を次の二つのコースに分類し、その教科、訓練期間等を定めること。（第三十六条の六の二及び別表第八の二関係）

1 特定応用課程の高度職業訓練を受けている者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法のうち職業能力開発指導力を培うことを目的とする指導力習得コース

2 職業訓練指導員試験を受けることができる者等に対して普通職業訓練又は高度職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培うことを目的とする実務経験者訓練技法習得コース

二 一の見直しに伴い、職業訓練指導員の免許資格、職業訓練指導員試験の受験資格、同試験の免除、専門課程及び応用課程の職業訓練指導員の資格等について所要の見直しを行うこと。（第三十六条の九、第三十八条、第三十九条、第四十五条の二、第四十六条、第四十八条の二、第六十四条の二及び第六十条の三関係）

第二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等（附則関係）

一 施行期日

この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。